

令和3年度

南砺市財政健全化判断比率審査意見書

南砺市監査委員

令和3年度南砺市財政健全化判断比率の審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく、次の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

令和3年度 実質赤字比率
 令和3年度 連結実質赤字比率
 令和3年度 実質公債費比率
 令和3年度 将来負担比率

第2 審査の期間

令和4年7月28日から令和4年8月4日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された令和3年度財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか、早期健全化基準比率に比べどのような比率となっているかを主眼とし、関係職員から適宜、説明聴取して審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記の令和3年度南砺市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

記

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (△9.23%)	— (△6.63%)	12.28%	20.00%
② 連結実質赤字比率	— (△30.23%)	— (△28.47%)	17.28%	30.00%
③ 実質公債費比率	5.4%	4.8%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	— (△55.3%)	— (△44.9%)	350.0%	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字でない限り比率がないので「—」と表示した。各々の比率は、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っている。参考として下段に黒字の比率をマイナス表記する。

※将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源等が多いため比率がないので「—」と表示した。比率は、早期健全化基準を下回っている。参考として下段に公債費充当可能財源等の超過率をマイナス表記する。

第5 審査の意見

令和3年度の南砺市財政健全化判断比率を見ると、それぞれの指標の比率は、早期健全化基準に該当する比率を下回る数値を示している。

今後とも、収入規模に合った適切な財政支出を行い、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意され、引き続き健全な財政運営に努められたい。